

た め 池 整 備 工 事 特 記 仕 様 書

1. 総則

1-1 適用

本工事は、栃木県土木工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書によるものとする。

1-2 用地買収及び補償

発注者が、確保している工事用地（土取場、土捨場、仮置場等）は別に示すとおりであり、受注者は、工事施工に先立ち監督員の立会のうえ、境界・使用条件等について確認を行わなければならない。

受注者は、工事用地の使用条件に基づき必要な措置を講じること。また、発注者が工事用地を権利関係者に返還する際には、立会わなければならない。

1-3 施工計画

共通仕様書第 1 編共通編 1-1-1-4 第 1 項に示すとおり、受注者は、当該現場の現場着手日前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成して監督職員に提出しなければならない。

1-4 調査、試験

受注者は、発注者が各種計測及び試験調査を実施する場合は、監督員の指示に従わなければならない。

1-5 写真記録管理

写真記録管理は、写真管理基準（案）の類似工種に基づき写真撮影を行う他、トレンチ部や堤体袖部の基礎地盤状況や湧水発生箇所についても写真撮影を行うこと。

受注者は、盛土のまき出し、転圧にあたっては、段切り・掻き起し・使用機種・まき出し厚が確認できるよう、下表の頻度に応じた写真撮影を行うこと。なお、工事においても随時確認できるよう整理しておくこと。

箇所 施工状況写真撮影頻度

トレンチ	[第 1 層目及び盛土高 2m毎に 1 箇所]/施工延長 40m
堤体(コア土・抱土)	[第 1 層目及び盛土高 3m毎に 1 箇所]/施工延長 40m
堤体(さや土)	第 1 層目及び盛土高 3m毎に 1 箇所
底樋	第 1 層目及び盛土高 3m毎かつ盛土区分毎に 1 箇所
洪水吐	第 1 層目及び盛土高 3m毎かつ盛土区分毎に 1 箇所

1-6 購入土について

購入土はユニ・ソイルを使用する。

明細に計上されている購入土の土量は、締固め後の仕上がり土量である。

ユニ・ソイルを使用し、下記表値以上の数値を有するものとする。

粘着力 C	内部摩擦角 ϕ
30 kN/m ²	25 °

表：購入土の土質定数

1-7 安全対策

受注者は、工事期間が収穫期と重なる場合は、営農車両が農道を通行することから、地元関係者との連絡を密にし、交通の安全を確保すること。また、工事期間中の道路維持管理については、受注者の責任において実施するものとし、維持管理不十分のために生じた構造物等の損害または、事故が生じた場合にかかる費用は、受注者の負担とする。

仮設工

2-1 一般

受注者は、仮設工事において、設計図書に示された工法で施工することが困難な場合は、監督員と協議して変更することができる。なお、指定仮設以外の任意仮設において、第三者に影響を及ぼす恐れのある仮設については、施工計画書にその内容を記載して提出し監督員と協議しなければならない。

2-2 水替工

仮締め切り・仮廻し水路は、設計図等によるほか、流水等に対し安全な構造とし、受注者は、工事期間中これらの適切な維持管理をしなければならない。

受注者は、汚濁水の流出等不測の事態が生じた場合は、監督員及び関係者に速やかに連絡するなど迅速に対処しなければならない。なお、工事に起因する汚濁水は、環境保全、自然保護等について十分留意し、関係法令に従い処理しなければならない。

受注者は、仮締め切り内の水替は排水計画に万全を期し、常時適切に管理をしなければならない。

2-3 仮排水工の管理

受注者は、受注者の責任において仮排水工の適切な維持管理をしなければならない。

受注者は、仮排水工の計画流量を越える場合の処置に当たっては、あらかじめ監督員と協議のうえ、緊急時に備えなければならない。

2-4 土取場・土捨て場・仮置場

土取場・土捨て場・仮置場は設計図書等によるほか、場所や搬出搬入方法を変更する場合は、受注者は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

設計図書で指定されている土取場・土捨て場・仮置場については、工事完了前に受注者、監督員、権利関係者立会いのもとで確認を行うものとする。

3. 堤体工

3-1 堤体盛土のまき出し、転圧

仕上り厚・締固め回数の標準は次表のとおりとするほか、盛土試験により決定する。
受注者は、標準の仕上り厚、締固め回数で堤体盛土の品質管理基準値を満たさない場合は、監督員と協議して変更することができる。

締固め機種	盛土区分	(D) 仕上り厚	(N) 締固め 回数
タンピングローラー	コア土	20 cm	10
	抱土		8
	マサ土		6
タイヤローラー (8～20ton)	コア土	20 cm	6
	抱土		6
	マサ土		4
振動ローラー (3～4ton)	コア土	20 cm	8
	抱土		6
	マサ土		4
振動ローラー (ハンドガイト式) (0.8～1.1ton)	コア土	10 cm	8
	抱土		6
	マサ土		4
タンパ (60～100 kg)	コア土	10 cm	8
	抱土		6
	マサ土		4

堤体の現場密度は、確実に締固め度 95%以上かつ現場強度の目標値を確保しなければならない。

3-2 堤体の遮水性の保持について

コンクリート構造物と盛土・埋戻し土の接続部は、構造物との密着性を高め、漏水が生じないようにすること。

3-3 埋戻し材料

受注者は、監督職員が指示する埋戻し材料については、土木工事共通仕様書（栃木県農政部）第4編 工事別編-第12章ため池改修工事によるほか、この仕様書における関係各項に定めた土質のものをを用いなければならない。

- ア 法面に一定勾配（1：1.8）で施工し、水中でも泥土化せず崩れないもの
- イ 透水係数が低く、吸水して水に溶けださないもの
- ウ せん断抵抗力が一定以上あるもの

4. 法面保護工

4-1 工法

工法は設計図書によるものとし、各メーカーの施工要領に基づき施工すること。

4-2 規格

護岸工に用いるブロックマットの規格は、防災型（ $t = 80\text{mm}$ ）,防草タイプとする。

4-3 割付図

受注者は、あらかじめ監督員に割付図及び施工要領を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

5. その他

5-1 柵板の撤去処分について

受注者は、堤体上流側の土留め柵を撤去し、廃材（柵板、止め杭）は、適正に処分しなければならない。尚、上記の費用は、工事費に含まれている。

5-2 支障木の伐開処分について

受注者は、堤体の立ち木 100 本を伐採し、除根すること。伐開除根した場所は、堤体を構成する土と同等の土砂により埋戻しを行うこと。伐開除根により生じた廃材（幹、根）は、適正に処分しなければならない。尚、上記の費用は、工事費に含まれている。

5-3 境界杭の復元

受注者は、現地の境界杭 3 箇所について位置を把握し、工事後に復元しなければならない。

5-4 仮設ヤードについて

ため池工事で使用する仮設ヤードについては、工事後に元の状態に復元すること。復元後は、地権者、発注者、受注者立ち合いのもと、復元状態を確認し、承諾を得なければならない。

特記仕様書

再生材使用

第1条 再生材の供給確認について

[再生クラッシャーラン及び再生加熱アスファルト混合物に適用]

- 1 請負者は、「再生材のストック量の報告について」(様式 - 1)に基づく監督員からの指示があった場合は、再資源化施設から「再生材の供給確認書」(様式 - 2)を求め監督員に報告する。
- 2 請負者は、上記により供給不能の場合などやむを得ない事情により再生材が使用出来ない場合は、監督員と新材使用の協議を行う。

第2条 再生材の品質試験

請負者は、再生材(再生加熱アスファルト混合物を除く)を使用する場合、6ヶ月以内の材料試験成績書(補足材の混入率(%)を明記したものを添付)を監督員に提出し承認を受けるものとする。なお、再生材(再生加熱アスファルト混合物を除く)の使用時期が材料試験日から6ヶ月を経過した場合は、最新の材料試験成績書を提出し、再度承認を受けるものとする。

請負者は、再生材(再生加熱アスファルト混合物を除く)を使用する際、目視により形状に異常が認められた場合や監督員が指示した場合は、請負者の責任において現場搬入材から資料を採取し、公的試験機関((公財)とちぎ建設技術センター等)での材料試験により品質管理を行い、その記録を監督員に提出するものとする。

不正軽油使用防止対策

第1条 不正軽油使用の防止対策

- 1 本工事は、地方税(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。
- 2 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立会うなど協力を行うこと。

土木コンクリート構造物の品質確保

第1条 土木コンクリート構造物の品質確保について

- 1 本工事における水セメント比の指定を受ける構造物は、次表のとおりである。

構造物名称	種別	水セメント比の上限値	施工箇所	備考
洪水吐	鉄筋	55%	NO.1+13.0付近	
取水施設	鉄筋	55%	NO.1+10.0付近	

特記仕様書

建設副産物に関する事項

第1条 建設発生土

1 指定Bの場合

建設発生土 [576 m³] は準指定処理 [運搬距離10 Km] とし、請け負い者の裁量で処理地を確保するものとするが、実際の処理条件が当初設計と異なる場合は監督員と協議のうえ実状に応じて変更するものとする。

また実際に処理に要した費用を証明する資料を、監督員に提出しなければならない。

2 建設発生土を処理する場合には、処理先の見やすい場所に必ず標識を掲げること。

第2条 建設廃棄物

1 本工事により発生する

イ コンクリート塊 [8.4m³] は、真岡市清水839地内、運搬距離 8.2kmの(株)塚田建材施設に運搬し、処理するものとする。

エ 建設発生木材 [62.3t] は、真岡市根本2129-1地内、運搬距離 9.1kmの(有)東陽木材資源に運搬し、処理するものとする。

支障木、支障枝、根、柵工廃材などを含む。

第3条 残土処理に伴う土壌試験

1 本工事により発生する残土の土壌試験、下記の項目にて試験すること。

- 1) アルキル水銀化合物
- 2) 水銀又はその化合物
- 3) カドミウム又はその化合物
- 4) 鉛又はその化合物
- 5) 六価クロム化合物
- 6) 砒素又はその化合物
- 7) セレン又はその化合物
- 8) 有機燐化合物
- 9) シアン化合物
- 10) PCB
- 11) トリクロロエチレン
- 12) テトラクロロエチレン
- 13) ジクロロメタン
- 14) 四塩化炭素
- 15) 1, 2-ジクロロエタン
- 16) 1, 1-ジクロロエチレン
- 17) 1, 2-ジクロロエチレン

特記仕様書

- 18) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- 19) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- 20) 1, 3-ジクロロプロペン
- 21) チウラム
- 22) シマジン
- 23) チオベンカルブ
- 24) ベンゼン
- 25) クロロエチレン
- 26) 銅
- 27) ふっ素
- 28) ほう素
- 29) 1,4-ジオキサン
- 30) 水素イオン濃度

共 通 仕 様 書

土木工事共通仕様書(令和4(2022)年版 栃木県農政部)

土木工事施工管理基準 令和4(2022)年版

土木工事共通仕様書令和4(2022)年版栃木県農政部に記載のため省略

総距離：8,129 m

総料金：¥0 所要時間：21 分

ルートの検索条件

ルート指定

推奨ルート (高速/有料道路)

車種

指定なし

車高 (cm)

000

車幅 (cm)

000

車重 (kg)

0000

☐ スマートICを利用する (高速道路)

ルート検索

ルートリセット

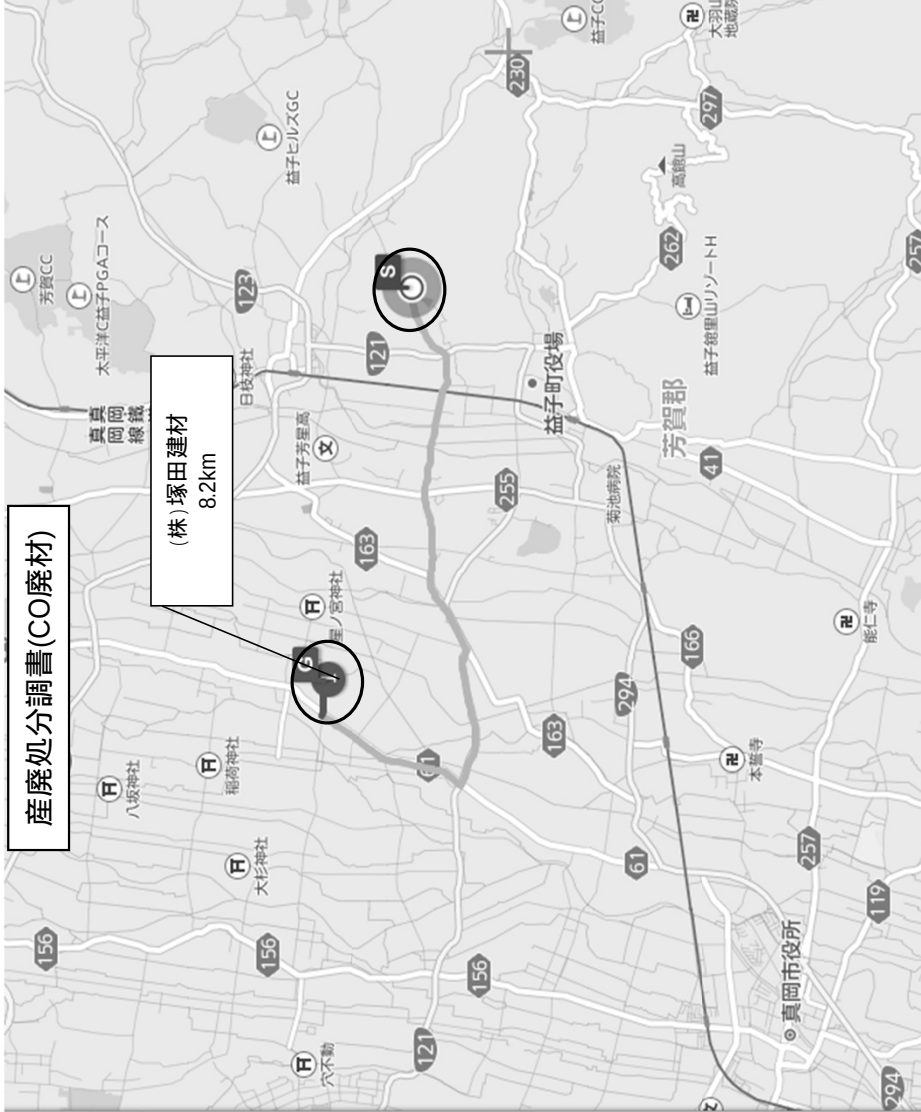
ルートの検索条件

ルート

経由地点

目的地

道路	距離m	交差点名	料金
スタート	栃木県芳賀郡益子町北中1055-2		
細街路 道路外	3		0
一般道路 (その他)	3,407		0
都道府県道	372		0



総距離：9,075 m
総料金：¥ 0 所要時間：21 分

ルートの検索条件

ルート指定

推奨ルート (高速/有料道路)

車種

指定なし

車高 (cm)

000

車幅 (cm)

000

車重 (kg)

0000

☐ スマートICを利用する (高速道路)

ルート検索

ルートリセット

経由地点

目的地

道路	距離 m	交差点名	料金
スタート	栃木県芳賀郡益子町北中1055-2		
細街路 道路外	3		0
一般道路 (その他)	890		0
合計	900		0

